

第3次加古川市環境基本計画（改定版） （概要版）

持続可能な発展をめざすまち 加古川
～ いきいきと成長できる未来の環境へ～

令和5年9月
加古川市



環境像

「持続可能な発展をめざすまち 加古川」
～いきいきと成長できる未来の環境へ～

加古川市は、県内最大の一級河川「加古川」をはじめ、たくさんの河川や水路、ため池等多くの水辺に恵まれています。また、播磨中部丘陵地域をはじめ、高御位山などの里山、鶴林寺等の社寺林など多くの緑にも恵まれています。この豊かでかけがえのない環境を未来に引き継ぐためには、私たちの仕事や暮らしそのものを低炭素で持続可能な形として発展し続けていくことが必要不可欠と考えています。

そこで、本市は環境に関する様々な取組を積極的に実行し、環境面から社会面・経済面に影響を与え、それらが統合的に発展することにより、本市のすべてがいきいきと成長できる未来の環境の実現を目指します。

計画策定の趣旨

今日の環境問題は、気候変動やマイクロプラスチックによる海洋汚染など地球規模の問題であると同時に身近な問題とも密接に関わっています。また、少子高齢化・人口減少などが進むことで地域コミュニティの弱体化を招き、環境保全の取組にも深刻な影響をもたらしています。このように、環境問題は、経済や社会の課題とも相互に関連し複雑化しています。これらの環境問題は、われわれ一人一人が影響を受けるとともに、原因者ともなっているため、社会経済活動に伴う負担の軽減やライフスタイルを見直すとともに、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政が協働して具体的な行動を起こすことが必要です。

「環境基本計画」は、本市における環境全般に関わる取組の基本となる考え方、目指す環境像、取組内容を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政それぞれの役割を明らかにし、「加古川市総合計画」との整合性を図りながら本市の環境像の実現を目指すためのマスタープランです。

令和2年度中に、国による「2050年カーボンニュートラル宣言」が表明され、本市でも令和3年度に「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。本市を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、この度、「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」の策定を行うものです。

計画の対象

（1）対象地域

対象地域は加古川市全域とし、地域の環境特性や広域的な環境の保全と創造も視野に入れています。

（2）対象の範囲

区分	対象
地球環境	地球温暖化、エネルギー、気候変動、気候変動への適応 等
廃棄物	ごみの減量・資源化 等
大気環境	大気汚染、有害物質、アスベスト、PM _{2.5} 等
水環境	水質（河川、ため池等）、有害物質、水量、下水道・生活排水 等
土壌環境	土壌汚染 等
自然環境	生態系、里山、野生生物、有害鳥獣等
生活環境	騒音・振動、悪臭、まちの美化、自然とのふれあい、水循環 等

（3）計画の期間

令和3年4月から令和13年3月までの10年間とし、改定版開始を令和5年10月からとします。

環境像を実現するための目標と施策

基本目標及び取組施策

1 地球温暖化対策（緩和・適応）を進める



地球温暖化問題に地域から取り組み、また、気候変動に対する備えを万全にし、次代を担う子どもたちが将来安心して暮らせる持続可能な環境を目指すため、地球温暖化対策を進めます。



太陽光発電設備



①ライフスタイルを転換する

- ・家庭の省エネルギーを推進する
- ・再生可能エネルギーの利用を推進する
- ・ごみの減量を推進する

②事業所の省エネ化を推進する

- ・事業所の省エネルギーを推進する

③市役所での対策を進める

- ・温室効果ガスを削減する
- ・電気使用量を削減する
- ・化石燃料使用量を削減する

④脱炭素なまちづくりを進める

- ・まちの省エネルギーを推進する
- ・低炭素な交通体系を推進する
- ・ごみを削減する

⑤気候変動に対して備える（適応策）

- ・気候変動による影響への備えを進める

気候変動が与える影響の因子



2 広域に及ぶ環境負荷を低減する



廃棄物、大気、水、土壌など各分野において、環境から得られる様々な恵みや環境に与える負荷は、相互にかつ広域的に関わりがあります。そこで、本市域のみならず、他の地域との健全な関わりを保つため、環境に与える負荷を低減します。



燃やすごみの収集



①廃棄物に関する循環を健全にする

- ・廃棄物の発生を抑制する（リデュース）
- ・廃棄物の再使用を進める（リユース）
- ・廃棄物の再生利用を図る（リサイクル）
- ・広域な廃棄物の適正処理を推進する

②きれいな空気を確保する

- ・自動車からの大気汚染物質を減らす
- ・工場・事業所からの大気汚染物質を減らす
- ・大気中の有害物質をなくす

③きれいな水を確保する

- ・水質汚濁物質の発生を減らす
- ・汚濁負荷を適正に処理する
- ・自然浄化機能を増進する
- ・水環境中の有害物質をなくす

④土壌を守り育む

- ・土壌を保全する
- ・土づくり等土壌を育む
- ・土壌中の有害物質をなくす

3 生物多様性を保全する

本市には、豊かな自然・生態系があり、貴重な種を含む様々な生きものが生息しています。しかし、近年の環境の変化とともに、次第にこれらの生息地が減少し、残された生息環境も脅かされています。このことから、生物の生息状況を把握し、その生息環境を守り、育む取組が必要です。そこで、多様な生命を育む環境づくりを推進し、生物多様性を保全します。



ギフチョウ



①自然や生きものを伝える

- ・親しむ機会を提供する
- ・恵みを伝える
- ・リスクを伝える
- ・守るべきものを伝える

②自然や生きものを守り育む

- ・里山の自然や生きものを守り育む
- ・ため池と水田の自然や生きものを守り育む
- ・川と海の自然や生きものを守り育む
- ・まちの自然や生きものを守り育む

③自然や生きものの恵みを活用する

- ・食の恵みを活用する
- ・緑の恵みを活用する
- ・水辺の恵みを活用する



4 うるおいとやすらぎのある環境を育む



本市には、山林、田園、緑地、河川、ため池など、多様な自然環境が身近にあります。

市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政などすべての主体との協働のもと、自然・歴史・文化など多様な環境資源を活かし、安全・安心で健康に生活でき、うるおいとやすらぎのある環境を育みます。



雑郷の棚田（志方町）



①騒音・振動・悪臭のない環境をつくる

- ・騒音・振動を減らす
- ・悪臭を減らす

②まちを美しくする

- ・不法看板や放置自転車を減らす
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄等を減らす
- ・市民・市民活動団体・事業者・行政が協働する

③水と緑のネットワークをつくる

- ・公園・緑地を増やす
- ・緑化を推進する
- ・親水空間をつくる

④水循環を健全にする

- ・浸透能力を保全・向上させる
- ・貯水能力を保全・向上させる
- ・豊かな水量を確保する
- ・水利用を適正にする

地方公共団体実行計画（区域施策編）とは

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画です。本計画では、その区域の状況に応じて計画期間内に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する施策を定めています。

加古川市の削減目標

(1) 市域の温室効果ガス排出量の削減目標

令和 12（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比 48%削減
※産業部門のエネルギー管理指定工場を除く

(2) 市域の再生可能エネルギー導入目標

令和 12（2030）年度までに、180,000kW導入する
※令和元（2019）年度時点の太陽光発電設備導入容量（90,000kW）の 2 倍の容量

※市が対象とする温室効果ガス排出量の削減範囲

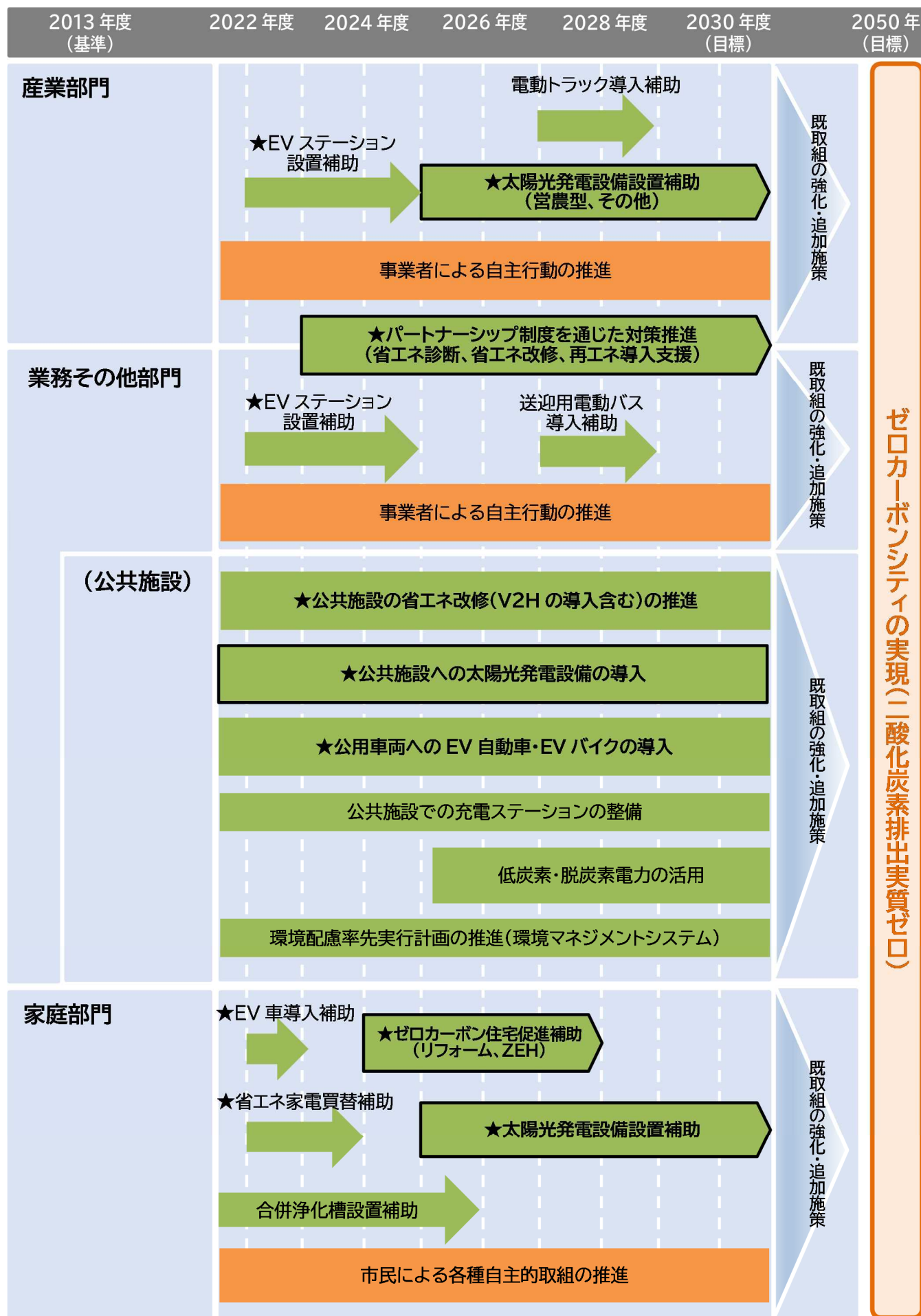
加古川市において、産業部門の「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54（1979）年法律第 49 号）」に規定する第 2 種以上のエネルギー管理指定工場のエネルギー消費量は極めて大きく、これらの事業者から排出される温室効果ガスは、市内から排出される温室効果ガス排出量の 9 割以上を占めています。また、市の取組に関係なく、これらの事業者の経済状況や経営動向等によって、市全体の排出量が大きく変動するため、家庭部門などの温室効果ガス削減対策の効果が見えにくくなります。このため、本計画の排出量削減目標には、これら第 2 種以上のエネルギー管理指定工場を除外しています。

(3) 各部門別の削減目標

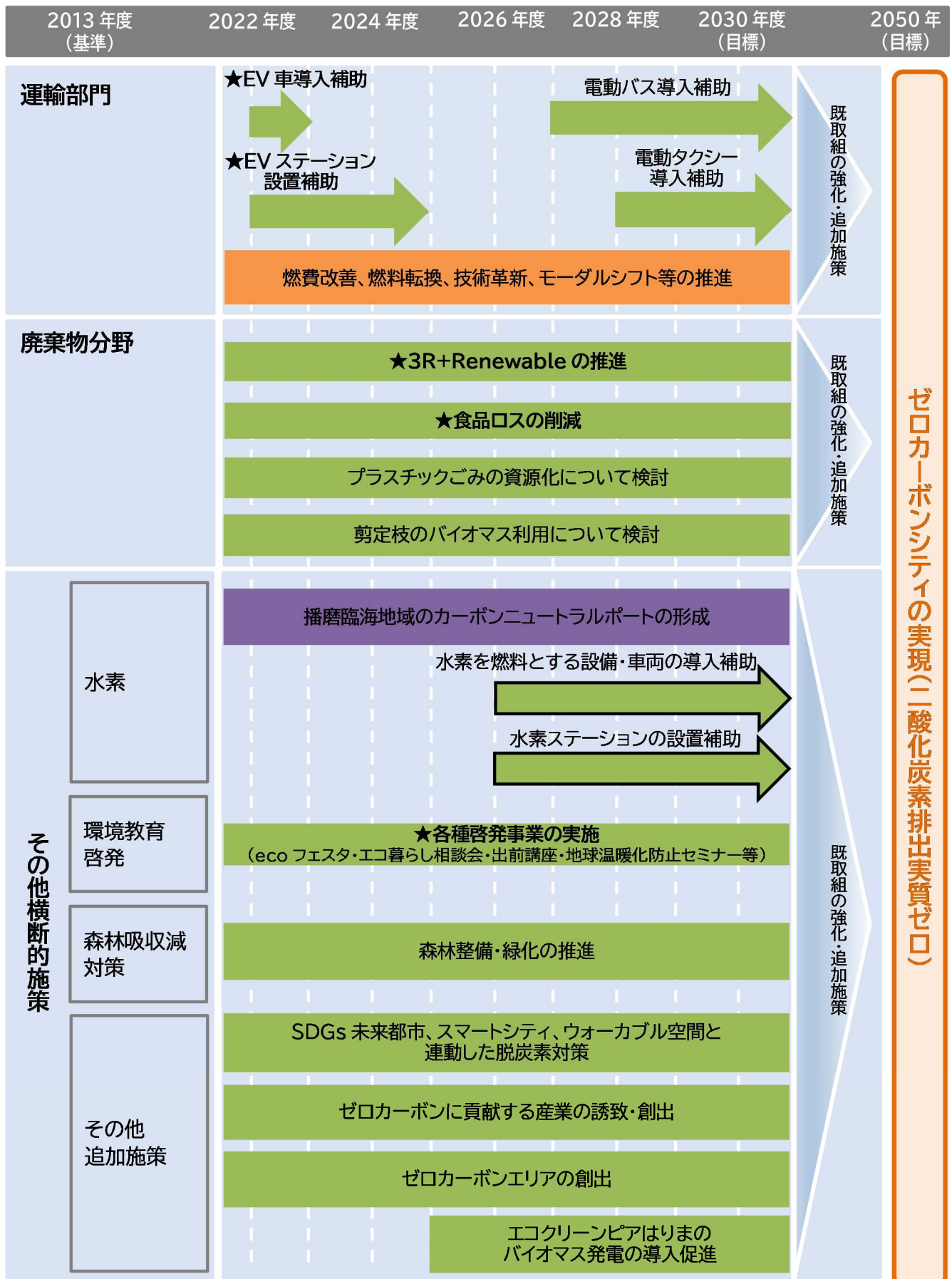
区分	国	兵庫県	加古川市		
	削減目標	削減目標	2013 年度基準(千 t)	2030 年度目標(千 t)	削減目標
産業部門	▲38%	▲39.2%	156	72	▲54%
業務その他部門	▲51%	▲68.9%	345	170	▲51%
(うち市役所)			(28)	(14)	(▲51%)
家庭部門	▲66%	▲60.9%	352	120	▲66%
運輸部門	▲35%	▲47.5%	374	267	▲29%
一般廃棄物	▲15%	▲55.0%	42	29	▲31%
メタン	▲11%		10	9	▲11%
一酸化二窒素	▲17%		9	7	▲17%
代替フロン等	▲44%		46	26	▲44%
森林吸収源(千 t)	▲37,000	▲1,260	—	▲10	▲10
全体	▲46%	▲48%	1,334	690	▲48%
再生可能エネルギー導入	最大限導入	100 億 kWh	—	180,000kW (注)	R 1 年度の 2 倍の容量

国：地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）より
兵庫県：兵庫県地球温暖化対策推進計画（令和 4 年 3 月）より
(注)：業務その他部門、家庭部門に含めている

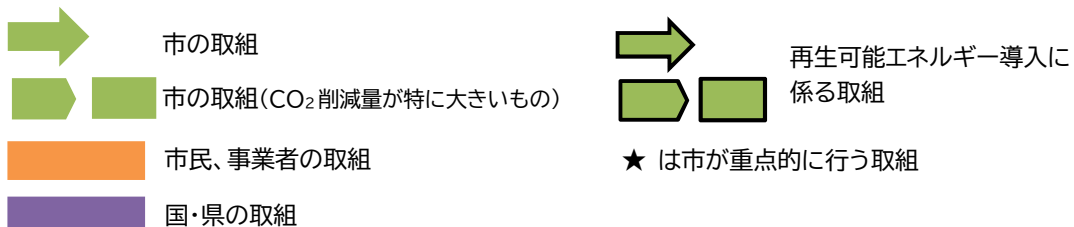
目標実現に向けたロードマップ



ゼロカーボンシティの実現(二酸化炭素排出実質ゼロ)



ゼロカーボンシティの実現（二酸化炭素排出実質ゼロ）



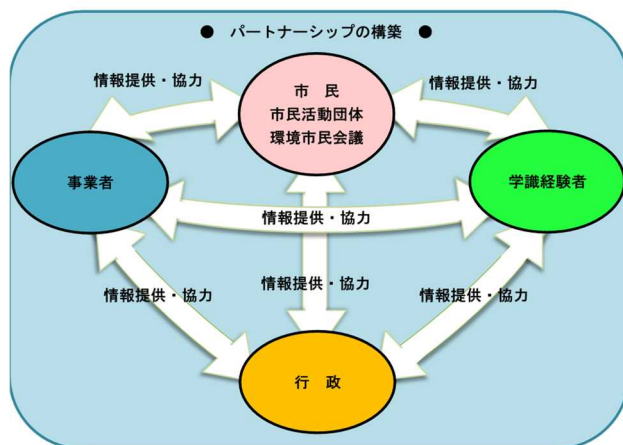
みんなで取り組むために・計画の進め方

この計画に掲げる環境像及び基本目標を実現させるため、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政など、全ての主体がパートナーとなって、互いに協力・連携して、本計画に基づく取組を着実に進めていきます。毎年、進捗状況や成果を点検・評価・公表し、取組を着実に推進します。

各主体間の協力・連携

以下の取組を通じて、各主体が連携した活動の場づくりを行います。

- ・市民・市民活動団体・事業者の環境活動において、互いの連携を促進します。
- ・イベントやセミナーなどを開催し、各主体が情報交換し、行動を広げるきっかけをつくります。
- ・環境に配慮した地域コミュニティの形成を目指します。
- ・町内会・保健衛生協議会などの地域に根ざして活動する団体や、地域横断的に活動する市民活動団体など、それぞれの特長を活かし、連携できる機会をつくります。



環境教育啓発の推進

「かがわ eco フェスタ」、「かんきょう出前講座」、「自然観察会」などを開催し、環境への関心を高める場を提供するとともに、市ホームページやSNS等を活用して、環境に関する情報を広く発信し、一人ひとりの環境意識を高めるための機会をつくります。特に、次代を担う子どもたちが環境に興味を持ち、環境問題に対する正しい知識を持つことは、中長期的に、市域の環境をより良くしていくために大変重要です。そのために、学校において環境教育を進めるとともに、地域・家庭とも連携して、実際の「体験」に基づいた環境学習に取り組めます。

計画の進管理

■進行管理の方法

P D C Aサイクルを用いた環境マネジメントシステムの手法を活用し、計画に掲げた取組の進捗状況や成果を毎年点検・評価し、継続的に改善します。特にC h e c kでは、環境マネジメントシステム審査委員会を設置し、市民の中から市民審査員を選任し、庁内の取組について実地審査を行う外部審査による点検・評価も実施します。またA c t i o nでは、外部審査結果や委員からの意見を市長に報告（市長レビュー）し、市長からの指示を見直し点として次年度にフィードバックすることで、目標達成に向けた取組を進めていきます。

■年次報告

計画の実施状況について、環境の状況や施策の状況を取りまとめ、毎年度公表します。

